

# 投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025年5月19日改定）

掲載日 2025年5月19日

## ■特定口座規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>1 規定の適用範囲</p> <p>この規定は、お客さまが租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項に<b>規定する</b>特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の適用並びに法第37条の11の6第1項に<b>規定する</b>源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の適用を受けるために、当行に開設される特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に<b>規定する</b>ものをいいます。以下同じとします。）に適用する事項について規定します。</p>	<p>1 規定の適用範囲</p> <p>この規定は、お客さまが租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項に<b>定める</b>特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の適用並びに法第37条の11の6第1項に<b>定める</b>源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の適用を受けるために、当行に開設される特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に<b>定める</b>ものをいいます。以下同じとします。）に適用する事項について規定します。</p>
<p>2 特定口座の開設</p> <p>(1) 特定口座を開設しようとするときは、特定口座開設届出書（法第37条の11の3第3項第1号に<b>規定する</b>ものをいいます。以下同じとします。）に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（国債等振替口座規定第3条（国債等振替口座の開設等）第1項に定める通帳又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める通帳をいいます。以下同じとします。）を添えて次の各号のいずれかに提出してください。</p> <p>①～②（略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 特定口座の開設の届出は、前2項に定めるほか、当行が認めた場合は、当行所定のインターネット接続端末を用いた方法により行うことができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、インターネット接続端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力のうえ送信してください。ただし、投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第3項及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第3条（振替決済口座の開設）第3項に定める取扱いと同時の申込みに限ります。</p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p>(6) 特定口座に係る特定口座内保管上場株式等（法第37条の11の3第1項に<b>規定する</b>ものをいいます。以下同じとします。）の譲渡による所得について源泉徴収を選択するときは、その年最初に特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時までに特定口座源泉徴収選択届出書（法第37条の11の4第1項に<b>規定する</b>ものをいいます。以下同じとします。）を国債等取扱店又は取引営業所等に提出してください。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降における特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまからその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時までに特に申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>(7)（略）</p>	<p>2 特定口座の開設</p> <p>(1) 特定口座を開設しようとするときは、特定口座開設届出書（法第37条の11の3第3項第1号に<b>定める</b>ものをいいます。以下同じとします。）に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（国債等振替口座規定第3条（国債等振替口座の開設等）第1項に定める通帳又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める通帳をいいます。以下同じとします。）を添えて次の各号のいずれかに提出してください。</p> <p>①～②（同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 特定口座の開設の届出は、前2項に定めるほか、当行が認めた場合は、当行所定のインターネット接続端末を用いた方法により行うことができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、インターネット接続端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力のうえ送信してください。ただし、<b>国債等振替口座規定第3条（国債等振替口座の開設等）第2項に定める取扱い又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第3項及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第3条（振替決済口座の開設）第3項に定める取扱いと同時の申込みに限ります。</b></p> <p>(4)～(5)（同左）</p> <p>(6) 特定口座に係る特定口座内保管上場株式等（法第37条の11の3第1項に<b>定める</b>ものをいいます。以下同じとします。）の譲渡による所得について源泉徴収を選択するときは、その年最初に特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時までに特定口座源泉徴収選択届出書（法第37条の11の4第1項に<b>定める</b>ものをいいます。以下同じとします。）を国債等取扱店又は取引営業所等に提出してください。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降における特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまからその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時までに特に申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>(7)（同左）</p>
<p>3 特定保管勘定における保管の委託等</p> <p>上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（法第37条の11の3第3項第2号に<b>規定する</b>ものをいいます。以下同じとします。）において行います。</p>	<p>3 特定保管勘定における保管の委託等</p> <p>上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（法第37条の11の3第3項第2号に<b>定める</b>ものをいいます。以下同じとします。）において行います。</p>
<p>8 特定口座内保管上場株式等の移管</p> <p>当行は、前条②に定める移管は、租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の10の2第10項及び第11項に<b>規定する</b>ところにより行います。</p>	<p>8 特定口座内保管上場株式等の移管</p> <p>当行は、前条②に定める移管は、租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の10の2第10項及び第11項に<b>定める</b>ところにより行います。</p>
<p>9 相続又は遺贈による特定口座への受入れ</p> <p>当行は、第7条③に定める上場株式等の移管による受入れは、施行令第25条の10の2第14項第3号及び施行令第25条の10の2第15項又は第17項に<b>規定する</b>ところにより行います。</p>	<p>9 相続又は遺贈による特定口座への受入れ</p> <p>当行は、第7条③に定める上場株式等の移管による受入れは、施行令第25条の10の2第14項第3号及び施行令第25条の10の2第15項又は第17項に<b>定める</b>ところにより行います。</p>

**投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表**  
**（2025年5月19日改定）**

現 行	改定後
<p>10 源泉徴収選択口座に受け入れる上場株式等の配当等の範囲</p> <p>(1) 当行は、お客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）においては、法第9条の3の2第1項に<b>規定する</b>上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもののみを受け入れます。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>10 源泉徴収選択口座に受け入れる上場株式等の配当等の範囲</p> <p>(1) 当行は、お客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）においては、法第9条の3の2第1項に<b>定める</b>上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもののみを受け入れます。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>11 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出</p> <p>(1) お客さまが法第37条の11の6第1項に<b>規定する</b>源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、当該上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対し、同条第2項及び施行令第25条の10の13第2項に<b>規定する</b>源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出してください。</p> <p>(2) お客さまが法第37条の11の6第1項に<b>規定する</b>源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、当該上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対し、同条第3項及び施行令第25条の10の13第4項に<b>規定する</b>源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出してください。</p>	<p>11 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出</p> <p>(1) お客さまが法第37条の11の6第1項に<b>定める</b>源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、当該上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対し、同条第2項及び施行令第25条の10の13第2項に<b>定める</b>源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出してください。</p> <p>(2) お客さまが法第37条の11の6第1項に<b>定める</b>源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、当該上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対し、同条第3項及び施行令第25条の10の13第4項に<b>定める</b>源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出してください。</p>
<p>16 届出事項の変更</p> <p>(1) 特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく特定口座異動届出書（施行令第25条の10の4に<b>規定する</b>ものをいいます。）を<b>お客さまの特定口座を管理する</b>国債等取扱店又は取引営業所等に提出してください。また、その変更が氏名又は住所等に係るものであるときは、当行所定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>16 届出事項の変更</p> <p>(1) 特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく特定口座異動届出書（施行令第25条の10の4に<b>定める</b>ものをいいます。）を国債等取扱店又は取引営業所等に提出してください。また、その変更が氏名又は住所等に係るものであるときは、当行所定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>17 特定口座の廃止</p> <p>(1) 次の一にでも該当する場合には、この契約は解約され、お客さまの特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客さまが当行に対して特定口座廃止届出書（施行令第25条の10の7第1項に<b>規定する</b>ものをいいます。以下同じとします。）を提出されたとき。</p> <p>② 特定口座開設者死亡届出書（施行令第25条の10の8に<b>規定する</b>ものをいいます。）の提出があり、相続又は遺贈の手続が完了したとき。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>17 特定口座の廃止</p> <p>(1) 次の一にでも該当する場合には、この契約は解約され、お客さまの特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客さまが当行に対して特定口座廃止届出書（施行令第25条の10の7第1項に<b>定める</b>ものをいいます。以下同じとします。）を提出されたとき。</p> <p>② 特定口座開設者死亡届出書（施行令第25条の10の8に<b>定める</b>ものをいいます。）の提出があり、相続又は遺贈の手続が完了したとき。</p> <p>③～⑤ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<b>2024年1月1日</b>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<b>2025年5月19日</b>から実施します。</p>

以 上